「やえせのシーちゃん観光プロモーション委託業務」仕様書

（平成 25 年度）

八重瀬町役場企画財政課

平成 25 年 6 月

１，委託業務名称

「やえせのシーちゃん観光プロモーション」委託業務

２，事業目的

平成 24 年度において選定された八重瀬町の観光イメージキャラクター「やえせのシーちゃん」を活用し、町民により一層親しんでもらえるように、また八重瀬町の観光に資するようなプロモーションを行うことを目的とする。

３，委託業務期間

契約締結日から平成 25 年 11 月 15 日

※ 着ぐるみは、平成 25 年 9 月 20 日（金）までに納品とし、10 月 19~20 日（予定）に行われるやえせまつりにおいて発表予定

４，契約方法

契約方法は、八重瀬町と委託事業者間の委託契約とする。

５，委託金額

（１） 委託上限額

金５，０００千円以内とする。

６，委託業務の内容

実施業務

①やえせのシーちゃんデザインパターン製作（２ＤＣＧ／３ＤＣＧ）

２ＤＣＧ／30 体　　３ＤＣＧ／10 体　以上

②やえせのシーちゃん着ぐるみ　１体製作　※下記　着ぐるみ製作要件を参照

③やえせのシーちゃんのストーリー構築及び製作

※ 八重瀬町の地域資源を絡めたストーリーの構築及び万人向けに絵本等の製作等

④やえせのシーちゃん音頭・創作ダンス・振付等

※ 子ども達が楽しく踊れるポップな音楽・ダンス・振付等

⑤上記①～④のプロモーションの具体的施策及び手法

⑥上記①～④を使った観光振興による地域活性化の手法について

⑦その他　町が指示する事項

着ぐるみ製作要件

（１）別添キャラクター図案に基づき、着ぐるみ製作を行う。なお、キャラクターのイメージアップにつながる必要なリデザインは可能とする。

（ア）　長時間の着用が可能であること。

（イ）　脱臭対策及びクリーニングが可能であること。

（ウ）　維持管理費用が低廉であること。

（エ）　演技者が職員等の素人であることを前提としたものであること。

（高度な動きをせずとも充分にかわいい動きができる。涼しく軽量で、視界が広い）

（オ）　身長１６０ｃｍ～１７５ｃｍ程度の演技者が着用してもイメージを損なわないものであること。

（カ）　横幅は９０ｃｍ以内とすること（原則）

（キ）　色は図案に基づいて再現すること。ただし、必要なリデザインを行った場合はその限りではない。

（ク）　演技者の体は外部から見えないようにすること。

（ケ）　視界をできるだけ広く、足下を見やすくして演技者と周囲の安全に配慮すること。

（コ）　外部から、のぞき窓や本体下部等を除かれた場合であっても内部の構造や演技者が見えないようにすること。

（サ）　型くずれ、破損、汚れ及び洗浄による色落ち等ができるだけ発生しない素材・形で作り、屋外の使用でも耐えうるものにすること。また、軽量化に優れたものにすること。

（シ）　手はモノが掴める作りであること

（ス）　足底は屋内、屋外どちらでも対応できる作りにすること。

（セ）　素材は肌触りが良いモノにすること。

（ソ）　持ち運びが容易であること。

（タ）　破損時の対応が明確にされていること（修繕方法・料金・期間等）

（２）　付属品等

（ア）　着ぐるみを収納する箱（持ち運びが容易にできるもの）

（イ）　洗剤及び洗浄器具等のメンテナンス用具

（ウ）　メンテナンス方法及び取扱説明書を添付すること

（３）　その他

製作する上で、細かな部分については協議することとする。

７，著作権の取扱

別添の画像については、本件業務の応募以外には使用しないこと。また本件業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第21条～第28条に規定する権限）については、事業実施により発生した成果品等の権利はすべて八重瀬町に譲渡することとする。また、著作者人格権を行使しない旨の内容の書面でもって交わすこととする。

８，協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、八重瀬町役場企画財政課と協議すること。